

第8回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和5年8月30日(水) 午前10時30分 午前 時 分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	大藤推進委員、建山推進委員、原 一馬推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、藤村主任主事
5 審議案件	<p>議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第46号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第47号 竹原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について</p> <p>報告第12号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について</p> <p>報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、高崎町字上内浜907番1、910番1、910番2の計3筆、地目はいずれも田、面積は計1,387㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
片田 推進委員	<p>申請地は、ピースリーホーム バンブー総合運動公園から南東へ約600m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、新庄町字神田沖1064番7の1筆、地目は田、面積は365㎡です。</p> <p>自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。</p>

田中 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南へ約 400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町字下新開 3497 番 4、3497 番 8 (仮換地 44 街区 13 画地) の 2 筆、地目はいずれも田、 面積は計 629 m ² (換地後の面積は計 525.64 m ²) です。 建売住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、 農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地 です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西へ約 300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番と 5 番については関連があるため一括して審議を行います。事務局 の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、田万里町字坪野本226番3の1筆、地目は田、面積は2,209㎡です。</p> <p>5番の申請地は、田万里町字拝石3730番1の1筆、地目は田、面積は327㎡です。</p> <p>いずれも広島県による河川災害復旧工事に関する資機材置場の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和6年6月30日まで一時転用するものです。</p> <p>当該農地は既に資機材置場として利用されていたため、それぞれ譲受人・譲渡人の両名から始末書の提出を受けており、関係者は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>当該農地は、圃場整備を実施している農振農用地です。</p> <p>本件は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」であり、農振農用地の不許可の例外に該当します。</p> <p>本総会で許可をいただいた場合には、農振農用地であるため、令和5年9月15日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。なお、一時転用の場合、農振除外の手続きは不要となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。</p>
建山 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから西へ約1,700～1,900m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に6番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は、下野町字須方4208番3の1筆、地目は田、面積は43㎡です。</p> <p>農地への進入路の用途で利用することに伴い、所有者から持分1/2の所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は所有者が既に進入路として利用されていたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から西へ約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に進入路として利用されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第46号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は計2,034㎡、対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。</p> <p>内容につきましては、参考資料6ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和5年9月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3、議案第47号「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の4ページ、別冊「竹原市農業経営基盤強化促進基本構想（変更）」をご覧ください。</p> <p>本議案は、令和5年8月10日付けで、竹原市長から竹原市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>《事前に提出された意見について説明》 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第4、報告第12号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>今回利用権解約の申出があった案件の面積は5,971㎡、対象人員は、貸し手が2人、借り手が1人です。</p> <p>賃貸人、借入人の両名から、賃貸借の合意解約が令和5年7月22日に成立した旨の通知書を受領しております。</p> <p>詳細につきましては参考資料の7ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に日程第5、報告第13号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ、参考資料の8～12ページをご覧ください。</p> <p>令和5年7月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は10件、筆数は田22筆、畑31筆の計53筆、面積は計22,977.91㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては参考資料の8～12ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
	<p>(一般報告や協議事項等)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和5年第8回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎